

る労働者の配偶者が同項の規定による申出により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日) 第一項ただし書、第二項、第三項(第一号及び第二号を除く)、第四項(第一号及び第二号及び第二号を除く)、第五項及び前項後段の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日(第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合には、その変更を定める日とする育児休業終了予定日とされた日)とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

(育児休業申出があつた場合における事業主の義務等)

第六条 事業主は、労働者からの育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者うち育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの育児休業申出があつた場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、育児休業をすることができるとして認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

前項ただし書の場合において、事業主にその育児休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。

3 事業主は、労働者からの育児休業申出があつた場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があつた日が当該申出に係る育児休業終了予定日が当該申出に係る子の一歳到達日以前の日であるものに限る。)又は同条第四項の規定による申出(当該申出があつた日が当該申出に係る子の一

歳六ヶ月到達日以前の日であるものに限る。)にあつては二週間)を経過する日(以下この項において「一月等経過日」という。)前の日にあり、当該育児休業開始予定日とされた日から当該一月等経過日(当該育児休業申出があつた日までに、出産予定日前に子が出生したことその他他の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該一月等経過日前の日で厚生労働省令で定める日)までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

4 第一項ただし書及び前項の規定は、労働者が前条第七項に規定する育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

(育児休業開始予定日の変更の申出等)

第七条 第五条第一項の規定による申出をした労働者は、その後当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日(前条第三項の厚生労働省令で定める事業主の指定があつた場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)の前日までに、前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)の前日までに、前条第三項の厚生労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出ることにより、当該申出に係る育児休業開始予定日を一回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があつた場合において、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して一月を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間を経過する日(以下この項において「期間経過日」といいう。)前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされた日から起算して一日を超えない範囲内で厚生労働省令で定めた日)までの間において、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)以後の日である場合は、当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされた日から起算して一日を超えない範囲内で厚生労働省令で定めた日)までの間とす。

3 前項ただし書の場合において、事業主にその育児休業申出を拒むことができないことを認められる労働者として厚生労働省令で定めた日)までの間とす。

定日を一回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後日の日に変更することができる。

(育児休業申出の撤回等)

第八条 育児休業申出をした労働者は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日(第六条第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては当該事業主の指定した日、同条第一項の規定により育児休業開始予定日が変更された場合には、その変更後の育児休業開始予定日とされた日。以下同じ。)の前日までは、当該育児休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定により第五条第三項又は第四項の規定による申出を撤回した労働者は、当該申出に係る子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定による申出をすることができない。

3 育児休業申出がされた後育児休業開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該育児休業申出に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該育児休業申出は、されなかつたものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

(育児休業期間)

第九条 育児休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間(以下「育児休業期間」という。)は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日(第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合には、その変更後の育児休業終了予定日とされた日)までの間とする。

2 次の各号に掲げるいすれかの事情が生じた場合にあっては、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第三号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

一一 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業申出に係る子が一歳(第五条第三項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳六ヶ月、同条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳)に達したこと。

三 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした労働者について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、第九条の五第一項に規定する出生時育児休業期間、第十五条第一項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

2 前条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

(出生時育児休業の申出)

第九条の二 労働者は、その養育する子について、その事業主に申し出ることにより、出生時育児休業(育児休業のうち、この条から第九条の五までに定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。次項第一号において同じ。)の期間内に四週間に内の期間を定めてする休業をいう。以下同じ。)をす

れることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあっては、その養育する子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)から起算して八週間を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了する事が明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、労働者は、その養育する子について次の各号に掲げる事由による申出をすることができる。

一 当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに期間(当該子を養育していない期間を除く。)内に二回の出生時育児休業(第四項に規定する出生時育児休業申出による申出をした労働者は、厚生労働省令に、子の死亡その他の労働者が育児休業申出に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

出によりする出生時育児休業を除く。) をした場合

二 当該子の出生の日(出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日以後に出生時育児休業をする日数(出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了するまでの日数とする。第九条の五第六項第三号において同じ。)が二十八日に達している場合)

第一項の規定による申出(以下「出生時育児休業申出」という。)は、厚生労働省令で定めることにより、その期間中は出生時育児休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)といふ。)とする日を明らかにして、しなければならない。

第一項ただし書及び第二項(第二号を除く。)の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を出生時育児休業終了予定日(第九条の四において準用する第七条第三項の規定により当該出生時育児休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされる出生時育児休業をしているものが、当該出生時育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を出生時育児休業開始予定日とする出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

第九条の三 事業主は、労働者からの出生時育児休業申出があつたときは、当該出生時育児休業申出を拒むことができない。ただし、労働者からその養育する子について出生時育児休業申出がなされた後に、当該労働者から当該出生時育児休業申出をした日に養育していた子について新たに出生時育児休業申出があつた場合にあつては、この限りでない。

第六条第一項ただし書及び第二項の規定は、労働者からの出生時育児休業申出があつた場合について準用する。この場合において、同項中「前項ただし書」とあるのは、「第九条の三第一項ただし書及び同条第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項、第三項及び第四項」とあるのは、「第九条の二第一項」と読み替えるものとする。

3 事業主は、労働者からの出生時育児休業申出があつた場合において、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日から算して二週間を経過する日(以下この項目において「二週間経過日」という。)前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該出生時育児休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日(当該出生時育児休業申出があつた日までに、第六条第三項の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該二週間経過日前の日で厚生労働省令で定める休業開始予定日として指定することができる。

4 事業主と労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合が、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めた場合における前項の規定の適用については、同項中「二週間を経過する日(以下この項において「二週間経過日」という。)とあるのは、(次項第二号に掲げる期間を経過する日)と、「当該二週間経過日」とあるのは、「同号に掲げる期間を経過する日」とする。

5 第九条の四 第七条並びに第八条第一項、第二項及び第四項の規定は、出生時育児休業申出及び出生時育児休業開始予定日を指定することができる。

第一項ただし書及び前三項の規定は、労働者が前条第四項に規定する出生時育児休業申出をする場合にあつては、その他の厚生労働省令で定める場合に准用する。

二 事業主が出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日までの期間(二週間を超えて一ヶ月以内の期間に限る。)出生時育児休業申出があつた日の翌日から出生時育児休業申出がなされた日の前日までに、その他の厚生労働省令で定める場合に准用する。

三 事業主は、労働者からの出生時育児休業申出に係る出生時育児休業申出をした労働者(事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合が、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者の書面による協定で、出生時育児休業申出に係る出生時育児休業申出をした労働者に該当するものに限る。)は、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までの間に、事業主に対し、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業期間において就業することができる日その他の厚生労働省令で定める事項(以下この項目において「就業可能日等」という。)を申し出ることができる。

四 前項の規定による申出をした労働者は、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までは、その事業主に申し出ることにより当該申出に係る就業可能日等を変更し、又は当該申出を撤回することができる。

3 第九条の五 出生時育児休業申出をした労働者がその期間中は出生時育児休業をすることができる。

4 第九条の六 事業主は、労働者から第二項の規定による申出(前項の規定による変更の申出を含む。)があつた場合において、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業申出があつた日の翌日から算して二週間を経過する日(以下この項目において「二週間経過日」という。)前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該出生時育児休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日(当該出生時育児休業申出があつた日までに、第六条第三項の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該二週間経過日前の日で厚生労働省令で定める休業開始予定日として指定することができる。

5 前項の同意をした労働者は、当該同意の全部又は一部を撤回することができる。ただし、第二項の規定による申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日以後においては、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に限る。

6 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が出生時育児休業申出に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

7 第九条の七 第八条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

定めるところにより、当該介護休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日までの間のいすれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

4 前二項の規定は、労働者が前条第四項に規定する介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

〔介護休業終了予定日の変更の申出〕

第十三条 第七条第三項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

〔介護休業申出の撤回等〕

第十四条 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日（第十二条第三項の規定による事業主の指定した日）（第十二条规定において準用する第八条第四項及び次条第一項において同じ。）の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされ、かつ、当該撤回に係る対象家族について当該撤回になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、その後になされる当該対象家族についての介護休業申出については、事業主は、第十二条第一項の規定にかかるず、これを拒むことができる。

3 第八条第四項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは、「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

〔介護休業期間〕

第十五条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をることができる期間（以下「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して九〇三日から当該労働者の当該介護休業申出に係る三日から当該労働者の当該介護休業申出に係る間とする。

2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、介護休業期間は、第一項の規定にかかる

わらず、当該事情が生じた日（第一号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

一 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の労働者が介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間、出生時出生休業期間又は新たな介護休業期間が始まつたこと。

3 事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

4 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

〔子の看護等休暇の申出〕

第十六条 第八条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

〔不利益取扱いの禁止〕

第十七条 事業主は、労働者が介護休業申出をし、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

〔第四章 子の看護等休暇〕

第十八条 第八条第四項の規定による申出があつたときは、当該申出を拒むことができない。

〔子の看護等休暇の申出〕

第十九条 第八条第四項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは、「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

〔介護休業期間〕

第十五条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をることができる期間（以下「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して九〇三日から当該労働者の当該介護休業申出に係る三日から当該労働者の当該介護休業申出に係る三日から当該労働者の当該介護休業申出に係る間とする。

2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、介護休業期間は、第一項の規定にかかる

厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

1 第一項の規定による申出は、厚生労働省令で定めることにより、当該申出に係る対象家族定めることにより、当該申出に係る対象家族が要介護状態にあること及び介護休暇を取得する日（前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは子の看護等休暇の開始及び終了の日時）を明らかにして、しなければならない。

2 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

〔子の看護等休暇の申出〕

第十六条 第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合において、同号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位での子の看護等休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）と、第六条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十六条の三第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十六条の一第一項」と読み替えるものと認める。）

〔介護休暇の申出〕

第十七条 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

〔介護休暇の申出〕

第十八条 第八条第四項の規定は、第十六条の二第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十九条 第八条第四項の規定は、第十六条の二第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合において、同号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で介護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）と、第六条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十六条の六第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。

〔第五章 介護休暇〕

第二十条 第八条第四項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第二十一条 第十六条の四 第十六条の規定による申出及び子の看護等休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第二十二条 第十六条の五 要介護状態にある対象家族の介護休暇の申出及び子の看護等休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第二十三条 第十六条の六 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第二十四条 第十六条の七 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

1 第一項の規定による申出は、厚生労働省令で定めることにより、当該申出に係る対象家族定めることにより、当該申出に係る対象家族が要介護状態にあること及び介護休暇を取得する日（前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは子の看護等休暇の開始及び終了の日時）を明らかにして、しなければならない。

2 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

〔介護休暇の申出〕

第二十五条 第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合において、同号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位での子の看護等休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）と、第六条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十六条の三第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十六条の一第一項」と読み替えるものとする。

〔介護休暇の申出〕

第二十六条 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

〔介護休暇の申出〕

第二十七条 第十六条の八 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第二十八条 第十六条の九 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第二十九条 第十六条の十 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第三十条 第十六条の十一 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第三十一条 第十六条の十二 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第三十二条 第十六条の十三 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第三十三条 第十六条の十四 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第三十四条 第十六条の十五 第十六条の規定による申出及び介護休暇について準用する。

しない労働者が当該子を養育するために請求した場合には、所定労働時間を超えて労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

規定により休業する期間、育児休業期間、出生時育児休業期間又は介護休業期間が始まつたこと。

第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用す

えて労働時間を延長してはならないこととなる。第一の期間（一月以上一年以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。）についてその初日（以下この条において「制限開始予定期間」という。）及び末日（第四項において「制限終了予定期間」という。）

「子」とあるのは、「対象家族」と、「養育」とあるのは、「介護」と読み替えるものとする。
前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

二 年に満たない労働者
二 前号に掲げるもののほか、当該請求をでき
ないことをすることについて合理的な理由が
あると認められる労働者として厚生労働省令
で定めるもの

第十六条の九 前条第一項から第三項まで及び第四項（第二号を除く。）の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは、「当該対象家族を介護する」と、同条第三項及び第四項第一号中

限終了予定日」という。とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならない。この場合において、この項前段に規定する制限期間については、第十六条の八第一項において準用する場合を含む。)に規定する制限期間と重複しないようにすることをねばならない。

第十八条の二 事業主は、労働者が第十七条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求をし、又は第十七条第一項の規定により当該事業主が当該請求をした労働者について制限時間を超えて労働時間を延長してはならない場合に当該労働者が異議申し立てをする場合は、

第一項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかつたものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

次の各号に掲げるいづれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

三 制限終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の

二 第七条 時間外労働の制限

事業主は、労働基準法第三十六条第一項の規定により同項に規定する労働時間（以下この条において単に「労働時間」という。）を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求したときは、制限時間（一日について二十四時間、一年について五百六十時間をいう。次項及び第十八条の二において同じ。）を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は制限時間を超めて解雇その他不利益な取扱いをしてはならぬ。

一 制限終了予定期とされた日の前日までに子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 制限終了予定期とされた日の前日までに第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

三 制限終了予定期とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、学年基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間、出生時育児休業期間又は介護休業期間が始まつたこと。

第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用される。

第十八条 前条第一項、第二項、第三項及び第四項（第二号を除く。）の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用される。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは、「当該対象家族を介護する」と、同条第三項及び第四項第一号中

二 年に満たない労働者
一 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができる当該子の同居の家族その他の厚生労働省令で定める者がいる場合における当該労働者

三 前二号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は深夜において労働させではならないこととなる一の期間（一ヶ月以上六月以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。及び末日（同項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の一ヶ月前までにしなければならない。

第一項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかつ

の初日（以下この条において「制限開始予定期」といふ。）及び末日（第四項において「制限終了予定期」といふ。）とする日を明らかにして、制限開始予定期の一月前までにしなければならない。この場合において、この項前段に規定する制限期間については、第十七条第二項前段（第十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する制限期間と重複しないようにならなければならぬ。

第十六条の十 事業主は、労働者が第十六条の八第一項（前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求をし、又は第十六条の八第一項の規定により当該事業主が当該請求をした労働者について所定労働時間を超えて労働させてはならない場合に当該労働者が所定労働時間を超えて労働しなかつたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

4 こととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかつたものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対し、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

4 次の各号に掲げるいづれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

一 制限終了予定期とされた日の前日までに

第十九条 事業主は 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合においては、午後十時から午前五時までの間（以下この条及び第二十条の二において「深夜」という。）において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかつたものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

第七章 時間外労働の制限
第十七条 事業主は、労働基準法第三十六条第一項の規定により同項に規定する労働時間（以下この条において単に「労働時間」という。）を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を育養する労働者であつて次の各号のいずれにも該当しないものがい。

二 制限終了予定日とされた日の前日までに
第一項の規定による請求に係る子が小学校就
学の始期に達したこと。

三 制限終了予定日とされた日までに、第一項

二 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができる当該子の同居の家族その他の厚生労働省令で定める者がいる場合における当該労働者

三 前二号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 制限終了予定日とされた日の前日までに、

当該子を養育するために請求したときは、制限時間（一月について二十四時間、一年について百五十時間）を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、当該請求をでき

の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間、出生時育児休業期間又は介護休業期間が始まつたこと。

2 前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は深夜において労働させてはならないこととなる一の期間（二ヶ月以上六月以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。及び末日（同項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の一ヶ月前までにしなければならない。

第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

2
ないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

項（第二号を除く。）の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用される。この場合において、同条第一項中「当該子ども等十人」これらのは「当該対象家族」として準用される。

の規定による請求をした労働者はついて労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の

前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は制限時間を超

「を養育する」とあるのは、一当説教象家族を介説する」と、同条第三項及び第四項第一号中

こととなつた事由として厚生労働省令で定めること由が生じたときは、当該請求は、されなかつ

たものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

5 一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じた場合は、制限終了予定日とされた日の前日までに、出

二 制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合にあつては、その前日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間、出生時育児休業期間又は介護休業期間が始まりたこと。

三 第二項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは、「当該対象家族を介護する」と、同項第一号中「子」とあるのは、「対象家庭」と、「保育」とあるのは、「介護」と、同条第三項及び第四項第一号中「子」とあるのは、「対象家族」と、「養育」とあるのは、「介護」と読み替えるものとする。

4 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

5 第二十条の二 事業主は、労働者が第十九条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求をし、又は第十九条第一項の規定により当該事業主が当該請求をした労働者について深夜において労働させてはならない場合に当該労働者が深夜において労働しなかつたことを理由として、当該労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六章 第九章 事業主が講すべき措置等（妊娠又は出産等についての申出があつた場合等における措置等）

第二十一条 事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、

出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対する面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした労働者の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした労働者の意向を確認しなければならない。

3 事業主は、前項の規定により意向を確認した労働者に係る就業に関する条件を定めるに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

4 事業主は、労働者が当該事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下この条及び第二十二条第四項において「介護両立支援制度等」という。）その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、介護休業申出及び介護両立支援制度等の利用に関する申出（同項において「介護両立支援制度等申し出」という。）に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める制度及び介護両立支援制度等の利用についての措置を講じなければならない。

5 事業主は、労働者が四十歳に達した日の属する年度その他の介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の利用についての措置を講じなければならない。

第二十二条 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

1 その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

2 その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

3 その他厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置

4 第二十三条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの（一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この条及び第二十三条の三第一項第三号において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならぬ。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者の書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

5 一方、当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

6 第二十四条 事業主は、労働者が第一項若しくは第二項の規定による申出をしたこと又は第二項の規定

より確認された意向の内容を理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（育児休業等に関する定めの周知等の措置）

第二十二条の二 前条第一項、第四項及び第五項に定めるもののほか、事業主は、育児休業及び介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置（労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したことなど労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対する措置を含む。）を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした労働者の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした労働者の意向を確認しなければならない。

3 事業主は、前項の規定により意向を確認した労働者に係る就業に関する条件を定めるに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

4 事業主は、労働者が当該事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下この条及び第二十二条第四項において「介護両立支援制度等」という。）その他の労働条件に関する事項

5 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

（所定労働時間の短縮措置等）

第二十三条 事業主は、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

2 事業主は、介護両立支援制度等に係る相談体制の整備

3 その他の労働条件に関する相談体制の整備

4 第二十四条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの（一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この条及び第二十三条の三第一項第三号において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならぬ。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者の書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

5 一方、当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

6 第二十五条 事業主は、労働者が第一項若しくは第二項の規定による申出をしたこと又は第二項の規定

所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者

事業主は、その雇用する労働者のうち、前項ただし書の規定により同項第三号に掲げる労働者であつてその三歳に満たない子を養育するものについて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときは、当該労働者にあつてその三歳に満たない子を養育するものにつれて、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

一 労働者の申出に基づき、当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするため、住居その他これに準ずるものとして労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので定める場所における勤務（第二十四条第四項において「在宅勤務等」という。）をさせる措置（第二十三条の三第一項第二号及び第二十四条第一項において「在宅勤務等の措置」という。）

二 前号に掲げるもののほか、労働基準法第三十二条の三第一項の規定により労働させるごとの他の労働者の申出に基づく厚生労働省令で定める当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（第二十三条の三第一項第一号並びに第二十四条第一項第一号及び第二号において「始業時刻変更等の措置」という。）

事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者であつて介護休業をしていないものに関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する三年の期間における所定労働時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置（以下この条及び第二十四条第三項において「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）を講じなければならない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、その労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者

事業主は、当該労働者が介護のための所定労働時間の短縮等の措置の利用を開始する日として当該労働者が申し出た日から起算する。

第二十三条の二 事業主は、労働者が前条の規定による申出をし、又は同条の規定により当該労働者に措置が講じられたことを理由として、当該労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置）

第二十三条の三 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものに関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げる措置のうち二以上の措置を講じなければならない。

一 始業時刻変更等の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 育児のための所定労働時間の短縮措置

四 労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇（子の看護等休暇）

五 前各号に掲げるもののほか、労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置として厚生労働省令で定めるもの

六 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により事業主が同項第四号に掲げる措置を講じたときは、同号に規定する休暇は一日未満の単位で取得することができる。

第一項の規定（第三号に掲げる労働者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定による申出」とあるのは「第二十三条の三第五項に規定する対象措置」と、「当該申出をした」とあるのは「当該対象措置の対象となる」と、「当該子の出生の日以後に発生し」とあるのは「発生し」と読み替えるものとする。）は、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数における同一の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第二項において「同項第四号に掲げる労働者」とあるのは、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

三 事業主は、雇用する労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業主は、労働者が対象措置に係る申出をする労働組合があるときはその労働組合、その

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないこととするために合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるところについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定める

事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者とその書面による協定で、次に掲げる労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇（子の看護等休暇、介護休暇、前条第一項第四号に規定する休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前ににおいて準備することができる休暇を含む。）を与えるための措置及び次の各号に掲げる当該労働者の区分に応じ当該各号に定める制度又は措置に準じて、それぞれ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十四条 事業主は、その雇用する労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならぬとするときは、あらかじめ、当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と話し合ふべきである。

事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、三歳に満たない子を養育する労働者に対して、当該労働者が第一項の規定により当該事業主が講じた措置（以下この項及び第七項において「対象措置」という。）のいずれを選択するか判断するため適切なものとして厚生労働省令で定める期間内に、対象措置その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、対象措置に係る申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により事業主が同項第四号に掲げる措置を講じたときは、同号に規定する休暇は一日未満の単位で取得することができる。

第一項の規定（第三号に掲げる労働者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定による申出」とあるのは「第二十三条の三第五項に規定する対象措置」と、「当該申出をした」とあるのは「当該対象措置の対象となる」と、「当該子の出生の日以後に発生し」とあるのは「発生し」と読み替えるものとする。）は、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数における同一の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第二項において「同項第四号に掲げる労働者」とあるのは、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業主は、労働者が対象措置に係る申出をする労働組合があるときはその労働組合、その

措置が講じられたこと又は前項において準用する第二十二条第二項の規定により確認された意向の内容を理由として、当該労働者に対する解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。（小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置）

第二十四条 事業主は、その雇用する労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と話し合ふべきである。

事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、三歳に満たない子を養育する労働者に対して、当該労働者が第一項の規定により当該事業主が講じた措置（以下この項及び第七項において「対象措置」という。）のいずれを選択するか判断するため適切なものとして厚生労働省令で定める期間内に、対象措置その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、対象措置に係る申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により事業主が同項第四号に掲げる措置を講じたときは、同号に規定する休暇は一日未満の単位で取得することができる。

第一項の規定（第三号に掲げる労働者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定による申出」とあるのは「第二十三条の三第五項に規定する対象措置」と、「当該申出をした」とあるのは「当該対象措置の対象となる」と、「当該子の出生の日以後に発生し」とあるのは「発生し」と読み替えるものとする。）は、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数における同一の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第二項において「同項第四号に掲げる労働者」とあるのは、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業主は、労働者が対象措置に係る申出をする労働組合があるときはその労働組合、その

象家族を介護する労働者で介護休業をしていないものに関して、労働者の申し出に基づく在宅勤務等をさせることにより当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第二十五条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する問題により当該労働者の就業環境が害されるなどのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他言動管理上必要な措置を講じなければならぬ。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。その他当該言動に起因する問題(以下この条において「育児休業等関係言動問題」といふ)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、育児休業等関係言動問題に対する問題に関する国、事業主及び労働者の責務

第二十五条の二 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「育児休業等関係言動問題」といふ)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他措置を講ずるように努めなければならない。

4 労働者は、育児休業等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。

(事業主等に対する援助)

第三十条 国は、子の養育又は家族の介護を行ふときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。

第十章 対象労働者等に対する国等による

(再雇用特別措置等)

第二十七条 事業主は、妊娠、出産若しくは育児又は介護を理由として退職した者(以下「育児等退職者」という)について、必要に応じ、その雇用特別措置(育児等退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることが望む有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第三十条において同じ)その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

(指針)
第二十八条 厚生労働大臣は、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条及び前条の規定に基づき事業主が講ずべき措置等並びに子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするため事業主が講すべき他の措置について、その適切かつ有効な実施を図るために指針となるべき事項を定め、これを公表する(職業家庭両立推進者)

第二十九条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十一条第一項、同条第二項及び第三項(これららの規定を第二十三条の三第六項において準用する場合を含む)、第二十二条第四項及び第五項、第二十三条第一項から第二十一条第二項、第二十三条の三第一項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十五条の二から第三項まで、第二十五条の三第一項から第五項まで、第二十六条及び第二十七条に定める

(苦情の自主的解決)
第三十二条 国は、育児等退職者に対する職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講じた措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(再就職の援助)

第三十三条 国は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための措置

(職業家庭両立推進者)

3 (援助)

第十章 対象労働者等に対する国等による

(事業主等に対する援助)

第三十四条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するように努めなければならない。

(勤労者家庭支援施設)

第三十五条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員(次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という)を置くよう努めなければならない。

第三十六条から第五十二条まで 削除

第十一章 紛争の解決の援助等

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、厚生労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

(相談、講習等)

第三十七条 国は、対象労働者に対する職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(再就職の援助)

第三十八条 厚生労働大臣は、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条及び前条の規定に基づき事業主が講ずべき措置等並びに子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするために事業主が講すべき他の措置について、その適切かつ有効な実施を図るために指針となるべき事項を定め、これを公表する(職業家庭両立推進者)

第三十九条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十一条第一項、同条第二項及び第三項(これららの規定を第二十三条の三第六項において準用する場合を含む)、第二十二条第四項及び第五項、第二十三条第一項から第二十一条第二項、第二十三条の三第一項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十五条の二から第三項まで、第二十五条の三第一項から第五項まで、第二十六条及び第二十七条に定める

(紛争の解決の促進に関する特例)

第五十二条の三 第二十五条に定める項目及び前項において準用する場合を含む)、第二十二条第四項及び第五項、第二十三条第一項から第二十一条第二項、第二十三条の三第一項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十五条の二から第三項まで、第二十五条の三第一項から第五項まで、第二十六条及び第二十七条に定める

(紛争の解決の促進に関する特例)

第五十二条の四 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に關し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

第五十二条の五 都道府県労働局長は、第五十二条の三に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うことができる。

第五十二条の六 第二十五条第一項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停

5 (調停の委任)

第三十七条 国は、子の養育又は家族の介護を行ふときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

いて同じ。)であつて小学校第三学年修了前の子(第十六条の二第一項に規定する小学校第三学年修了前の子をいう。次項並びに次条第六項及び第七項において同じ。)を養育するものは、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかるた當該小学校第三学年修了前の子の世話、疾病的予防を図るために必要なものとして第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話を、厚生労働省令で定める二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして同項の厚生労働省令で定める事由に伴う当該小学校第三学年修了前の子の世話をを行うため、又は当該小学校第三学年修了前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち同項の厚生労働省令で定めるものへの参加をするための休暇(以下この条において「行政執行法人子の看護等休暇」という。)を取得することができる。

行政執行法人子の看護等休暇を取得することができる日数は、一年において五日(前項に規定する職員が養育する小学校第三学年修了前の子が二人以上の場合にあつては、十日)を限度とするものとする。

行政執行法人子の看護等休暇は、一日の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

行政執行法人の長は、行政執行法人子の看護等休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

行政執行法人の職員(特定非常勤職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用するとしたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する同号に該当しないものに限る。第十二項及び第十三項において同じ。)は、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、当該職員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話をを行うための休暇(以下この条において「行政執行法人介護休暇」という。)を取得することができる。

行政執行法人介護休暇を取得することができる日数は、一年において五日(要介護家族が

二人以上の場合にあつては、十日)を限度とするものとする。

行政執行法人介護休暇は、一日の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。行政執行法人の長は、行政執行法人介護休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

行政執行法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(特定非常勤職員にあっては、第十六条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。)が当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるとときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

行政執行法人の長は、要介護家族を介護する行政執行人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十六条の八第一項」とあるのは「第十六条の九第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

行政執行法人の長は、職員が当該行政執行法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十九条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

行政執行法人の長は、職員が当該行政執行法人の長に対し、対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員に対して、行政執行法人介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置(以下この条において「介護両立支援制度等」という。)その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、第五項の規定による承認の請求(以下この条において「行政執行法人介護休業の承認の請求」という。)及び介護両立支援制度等の利用に係る承認の請求(第二十七項において「介護両立支援制度等の承認の請求」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

行政執行法人の長は、職員が第二十二条第五項の厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員に対して、当該期間内に、行政執行法人介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項を知らせなければならない。

この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十八条第一項各号」と読み替えて準用する。

行政執行法人の長は、職員が第二十項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

要介護家族を介護するものについて準用する。

この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十八条第一項各号」と読み替えて準用する。

行政執行法人の長は、行政執行法人介護休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、他の他の雇用管理、行政執行法人介護休業をしている職員の能力の開発及び向上等に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

行政執行法人の長は、介護両立支援制度等の承認の請求が円滑に行われるようするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等の実施

二 介護両立支援制度等に係る相談体制の整備

三 その他厚生労働省令で定める行政執行法人介護休業に関する相談体制の整備

二 行政執行法人介護休業に係る研修の実施

三 その他厚生労働省令で定める行政執行法人介護休業後における就業が円滑に行われるようするため、行政執行法人介護休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等の実施

二 介護両立支援制度等に係る相談体制の整備

三 その他厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る研修の実施

行政執行法人の長は、職員のうち、その三歳に満たない子を養育する職員であつて国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業をしていないもの（一日の所定労働時間が短い職員として厚生労働省令で定めるものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、職員の承認の請求に基づき所定労働時間を短縮することにより当該職員が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（次項及び第三十四条第三号において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。ただし、第二十三条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれかに該当する特定非常勤職員については、この限りでない。

二 行政執行法人の長は、職員のうち、前項ただし書の規定により第二十三条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書第三号に該当する特定非常勤職員であつてその三歳に満たない子を養育するもの（以下この条において「特定職員」という。）について育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときは、当該特定職員に関する、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

一 職員の承認の請求に基づき、当該職員が就業しつつその子を養育することを容易にするため、住居その他これに準ずるものとして労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので定める場所における勤務（第四十四項において「在宅勤務等」という。）をさせる措置（第三十四項第二号及び第四十二項において「在宅勤務等の措置」という。）

二 前号に掲げるもののほか、労働基準法第三十二条の三第一項の規定により勤務させることその他の職員の承認の請求に基づく厚生労働省令で定める当該職員が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（第三十四項第一号及び第四十一項において「始業時刻変更等の措置」という。）

行政執行法人の職員（特定非常勤職員にあつては、第二十三条第三項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれかに該当しないものに限る。第三十二項において同じ。）は、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、要介護家族の介護をする

ため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないこと（以下この条において「介護時間休業」という。）ができる。

31 介護時間休業ができる時間は、要介護家族の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る定期期間と重複する期間を除く。）内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

32 行政執行法人の長は、第三十項の規定による承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る時間のうち業務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならない。

33 行政執行法人の長は、職員が第二十八項、第二十九項、各号若しくは前項の規定による承認の請求をし、第二十八項若しくは第二十九項の規定により当該職員に措置が講じられ、又は職員が介護時間休業をしたことを理由として、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならぬ。

34 行政執行法人の長は、職員（特定非常勤職員にあつては、第二十三条の三第三項の規定を適用するとしたならば同項第一号及び第二号のいづれにも該当しないものに限る。）のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものに関して、厚生労働省令で定めることにより、職員の承認の請求に基づく次に掲げる措置のうち二以上の措置を講じなければならない。

一 始業時刻変更等の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

二 在宅勤務等の措置

三 育児のための所定労働時間の短縮措置

四 職員が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇（行政執行法人子の看護等休暇、行政執行法人介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を与えるための措置

五 前各号に掲げるもののほか、職員が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置として厚生労働省令で定めるもの

35 前項の規定により行政執行法人の長が同項第四号に掲げる措置を講じたときは、同号に規定する休暇は、一日の所定労働時間が短い職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚

36 生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

37 第三十四項の規定（同項第四号に係る部分に限る。）は、第二十二条の三第三項の規定を適用するとしたならば同項第三号に該当する特定非常勤職員については、これを適用しない。

38 行政執行法人の長は、第三十四項の規定による措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該行政執行法人の事業所に職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。

39 行政執行法人の長は、厚生労働省令で定めるところにより、三歳に満たない子を養育する職員に対して、当該職員が第三十四項の規定により当該行政執行法人の長が講じた措置（以下この項及び第四十項において「行政執行法人対象措置」という。）のいずれを選択するか判断するためには適切なものとして厚生労働省令で定める期間内に、行政執行法人対象措置その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、行政執行法人対象措置に係る承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならぬ。

40 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の厚生労働省令で定める措置を講ずる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、「同項の規定による申出」とあるのは、第六十一条第三十八項に規定する行政執行法人対象措置」と、「当該申出をした労働者」とあるのは「当該行政執行法人対象措置の対象となる職員」と、「当該子の出生の日以後に発生し」とあるのは「発生し」と、「当該労働者」とあるのは「当該職員」と、同条第三項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、「労働者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

行政執行法人の長は、職員のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に関する、職員の承認の請求に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇（行政執行法人の看護等休暇、行政執行法人介護休暇、第三十四項第四号に規定する休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することができる休暇を含む。）を与えるための措置を講ずるよう努めるとともに、次に掲げる職員に関して、始業時刻変更等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 その一歳（当該職員が第五条第三項の規定による申出をできる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合については一歳六ヶ月、当該職員が同条第四項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合にあつては二歳。次号において同じ。）に満たない子を養育する職員（特定職員を除く。同号において同じ。）で国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業をしていないもの

二 その一歳から三歳に達するまでの子を養育する職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業をすることができる者を除く。）

前項に定めるもののほか、行政執行法人の長は、職員のうち、その三歳に満たない子を養育する職員（特定職員を除く。）で国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業をしていないものに関して、在宅勤務等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

43 行政執行法人の長は、職員のうち、その家族を介護する職員に関して、行政執行法人介護休業、行政執行法人介護休暇又は介護時間休業に関する制度に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

44 前項に定めるもののほか、行政執行法人の長は、職員のうち、その要介護家族を介護する職員で行政執行法人介護休業をしていないものに関して、職員の承認の請求に基づく在宅勤務等をさせることにより当該職員が就業しつつその

て第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

19 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公共団体等の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは、「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」とあるのは、「第二十二条第一項において準用する第十九条第一項」とある。前項に規定する要介護家族を介護するための勤務時間の一部につき勤務しないことができる。

20 地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外の非常勤職員については、第二十三条第三項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。第二十一項において同じ。）は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。

21 前項の規定により勤務しないことができる時間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

22 任命権者等は、第二十項の規定による承認を受けようとする地方公共団体等の職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る時間のうち公務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならない。

23 任命権者等は、職場において行われる地方公共団体等の職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業、第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該地方公共団体等の職員の勤務環境が害されることのないよう、当該地方公共団体等の職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第二十五条第二項の規定は、地方公共団体等の職員が前項の相談を行い、又は任命権者等による当該相談への対応に協力した際に事実述べた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「解雇その他不利益な」とあるのは、「不利益な」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の規定は、地方公共団体等の職員に係る第二十三項に規定する言動について準用する。この場合において、同条第一項中「事業主」とあるのは、「第六十一条の二第三項に規定する任命権者等（以下この条において「任命権者等」という。）」と、同条第二項及び第四項中「事業主」とあり、並びに同条第三項中「事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）」とあるのは、「任命権者等」と、同条第二項中「その雇用する労働者」とあるのは、「第六十一条の二第三項に規定する地方公共団体等の職員（以下この項及び第四項において「地方公共団体等の職員」という。）」と、「当該労働者」とあるのは、「当該地方公共団体等の職員」と、同条第四項中「労働者は」とあるのは、「地方公共団体等の職員は」と、「前条第一項」とあるのは、「第六十一条の二第二十三項」と読み替えるものとする。

第三章

第二十五条第二項の規定は、地方公共団体等の職員が前項の規定による当該相談への対応に協力した際に事實を述べた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「解雇その他不利益な」とあるのは、「不利益な」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の規定は、地方公共団体等の職員に係る第二十三項に規定する言動について準用する。この場合において、同条第一項中「事業主」とあるのは、「第六十一条の二第三項に規定する任命権者等（以下この条において「任命権者等」という。）」と、同条第二項及び第四項中「事業主」とあり、並びに同条第三項中「事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）」とあるのは「任命権者等」と、同条第二項中「その雇用する労働者」とあるのは「第六十一条の二第三項に規定する地方公共団体等の職員（以下この項及び第四項において「地方公共団体等の職員」という。）」と、「当該労働者」とあるのは「当該地方公共団体等の職員」と、同条第四項中「労働者は」とあるのは「地方公共団体等の職員は」と、「前条第一項」とあるのは「第六十一条の二第二十三項」と読み替えるものとする。

項の規定による立入り若しくは検査を拒み妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者を漏らした者

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第六十六条 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(暫定措置)

第二条 この法律の施行の際常時三十人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に関しては、平成七年三月三十一日までの間、第二条から第十一条までの規定は、適用しない。この場合において、当該労働者に関する第十二条の規定の適用について、同条中「一歳から小学校就学」とあるのは、「小学校就学」とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中のにおける待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘査し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(第一条の規定の施行前の措置)

附 則 (平成七年六月九日法律第一〇七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

第二条 事業主は、第二条の規定の施行前においても、可能な限り速やかに、同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介

號附見抄

（平成七年六月九日法律第一〇七号）
附 則
（平成七年六月九日法律第一〇七号）
第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に付して各本条の罰金刑を科する。
第六十六条 第五十六条の規定による報告をせん、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下に過料に処する。
附 則
施行期日
暫定措置
第一条 この法律の施行の際常時三十人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に関しては、平成七年三月三十一日までの間、第二条から第十九条までの規定は適用しない。この場合においては、当該労働者に関する第十二条の規定の適用について、同条中「一歳から小学校就学」とあるのは、「小学校就学」とする。
検討

第三条 政府は、第二条の規定の施行後適当な時期において、介護休業の制度の実施状況、介護休業中のにおける待遇の状況その他の同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行状況、公的介護サービスの状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、家族を介護する労働者の福祉の増進の観点から同法に規定する介護休業の制度等について総合的に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月一八日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月一八日法律第八四号) 抄

(施行期日)

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則 (平成一三年一月一六日法律第
一八号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第五十二条第七項の次に六項を加える改
正規定、第二十二条の改正規定(第十七条)を
「第二十二条」に改める部分を除く。) 第二
十条の見出し及び同条第一項の改正規定、第二
十四条の次に二条を加える改正規定、第十九条
の見出し及び同条第一項の改正規定並びに第三
章の次に一章を加える改正規定は、平成十四年
(指定法人に関する経過措置)
四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による
改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介
護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「旧
法」という。)第二十八条第二項の規定による
指定を受けている者(以下「旧指定法人」とい
う。)は、この法律による改正後の育児休業、
介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福
祉に関する法律(以下「新法」という。)第三
十六条第一項の規定による指定を受けた者とみ
なす。この法律の施行前にこの法律による
改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく
命令(以下「旧法令」という。)の規定により
海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸
運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」)
という。がした許可、認可その他の処分又は
契約その他の行為(以下「処分等」という。)
は、国土交通省令で定めるところにより、この
法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこ
れに基づく命令(以下「新法令」という。)の
規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又
は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の
事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)
がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定に
より海運監理部長等に対してした申請届出そ
の他の行為(以下「申請等」という。)は、国
土交通省令で定めるところにより、新法令の規
定により相当の運輸監理部長等に対してした申
請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前に旧法令の規定に
よる育児休業をするため、同項の規定による
申出をしようとする労働者は、施行日前におい
ても、同項及び同条第四項の規定の例により、
該申出をすることができる。

第三十一条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。
第一項に定める日から施行する。

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日か
ら施行する。

(検討)

第四条 政府は、附則第一条ただし書に規定する
改正規定の施行後三年を経過した場合において
、新法の施行状況を勘案し、必要があると認め
るときは、子を養育する労働者の福祉の増進
の観点から子の看護のための休暇制度その他新
法に規定する諸制度について総合的に検討を加
え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの
とする。

**附 則 (平成一四年五月三一日法律第五
四号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施
行する。

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施
行する。

第一条 この法律は、平成一六年一二月八日法律第一
六〇号抄

第一条 この法律は、平成一七年四月一日から施
行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律
の規定によりなお従前の例によることとされる
場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有
するることとされる場合における施行日以後に
した行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

**附 則 (平成一五年六月一三日法律第八
二号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

第一条 この法律は、平成一八年六月二日法律第五
〇号抄

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の
日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公
社法及びこの法律に規定するものに関する
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
められた他の経過措置の政令への委任

**附 則 (平成一四年七月三一日法律第九
八号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、別表第一から別表第四まで
を含む。)並びに附則第二十八条第二項、第
三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条
の規定 公布の日

れる場合におけるこの法律の施行後にした行
為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定
によりなおその効力を有するものとされる旧郵
便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に
係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、
この法律の施行後附則第十三条第一項の規定に
よりなおその効力を有するものとされる旧郵便
振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分
に限る。)の規定の失効前にした行為、この法
律の施行後附則第二十七条第一項の規定により
なおその効力を有するものとされる旧郵便振替
預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に
限る。)の規定の失効前にした行為、この法律
の施行後附則第三十九条第二項の規定により
おその効力を有するものとされる旧公社法第七
十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失
効前にした行為、この法律の施行後附則第四十
二条第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされる旧公社法第七十七条及び第七十二
条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失
効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定
の適用がある場合における郵政民営化法第百四
条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

**附 則 (平成一九年七月一〇月二一日法律第
一〇二号) 抄**

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の
日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

(平成二十六年六月一三日法律第六号)

律第百十二号) 第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項のあつせんに係る紛争については、第五条の規定による号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
 (处分等の効力)
 第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。
 (罰則に関する経過措置)

- 第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令等への委任)

- 第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一七号)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日
 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

- 第十一條 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八百八十一号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十一条第三項の改正規定(第四条第八項)を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の改正規定、附則第二十二条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日
 (育児休業の申出に係る施行前の準備)

二 二項において「新育児・介護休業法」という。)第五条第四項の規定による育児休業(育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をいいう。)の規定による改正後の育児休業、介護休業等児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、な

- 八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、な
 (罰則に関する経過措置)

- 第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (検討)

- 第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 (その他の経過措置の政令への委任)

- 第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
 (罰則に関する経過措置)

- 第十六条 附 則 (平成二八年六月三日法律第六三号)

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
 (附則八〇号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (施行期日等)

- 附 則 (平成二八年一月二十四日法律第一八〇号)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (その他の経過措置)

- 第一条 附 則 (平成二八年一二月二日法律第九十九年一月一日)

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

- 第一条 附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号)

抄

- 第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

- 第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 附 則 (令和元年六月五日法律第二四号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日 (罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年六月九日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律第十一条

二 第二項、第十六条の三第二項及び第十六条第二項の改正規定並びに附則第十二条

三 第二項の改正規定並びに同法第四章第一

四 第二項及び第九条の二第二項の規定

(「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改める部分に限る) 及び附則第十四条の規定

二 略 公布の日

三 第二条及び第五条の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条の規定及び附則第五条の規定 令和五年四月一日 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条から第三条までの規定による改正

後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の施行の状況 男性労働者の育児休業 (同法第一条第一号に規定する育児休業をいう。附則第四条において同じ。) の取得の状況その他の状況の変化を勘案し、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 (附則第七条において「第三号施行日」といいう。) 前の日に開始した育児休業 (当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで (出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。) の期間内に、労働者が当該子を養育するための育児休業に限る。) は、は、第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五条第二項及び第九条の二第二項の規定の適用については、同条第一項の規定による申出によりした同項に規定する出生時育児休業とみなす。

第五条 第二項の改正規定及び同法第四章第一項の改正規定及び同法第四章第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。) 並びに次条及びに附則第五条の改正規定及び同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。) 並びに次条及びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律 (昭和四十五年法律第九十八号) 第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定 (「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは、「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。) 並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日 (政令への委任)

第六条 第二項の規定及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

附 則 (令和四年六月一七日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 略

附 則 (令和六年五月三一日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中次世代育成支援対策推進法附則第一条第一項の改正規定並びに附則第三条、第二条第一項の改正規定並びに附則第三条、第二条第一項の改正規定並びに附則第七条の規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 この法律の施行の日 (以下この条及び次条において「施行日」という。) 以後において第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (以下この条及び次条において「新育児・介護休業法」という。) 第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度を利用するため、同条第一項の規定による請求 (その規定する労働者 (新育児・介護休業法第一条第一号に規定する労働者をいう。) は、施行日前にお

附 則 (令和四年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日 (罰則に関する経過措置)

三 第二条の規定及び附則第五条の規定 公布の日

四 第三条の規定及び附則第五条の規定 令和五年四月一日 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 この法律の施行の日 (以下この条及び次条において「施行日」という。) 以後において第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (以下この条及び次条において「新育児・介護休業法」という。) 第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度を利用

いとも、同項及び新育児・介護休業法第十六条の八第二項の規定の例により、当該請求をすることができる。
（育児休業の取得の状況の公表に関する経過措置）

第四条 新育児・介護休業法第二十二条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。